

令和4年度第4回埼玉県公共事業評価監視委員会 会議要旨

日 時	令和5年2月17日（金） 午前9時30分～午前11時30分
会 場	Web会議システムを使用
出席委員	高田委員（会長）、青木委員、村野委員、松井委員、盛本委員、渡部委員、澤田委員

1 【事業評価】再評価実施事業対応方針（案）に対する意見の

取りまとめ

① 301 都市公園事業 さきたま古墳公園

委員： 評価の仕方について、今回は仮想市場法ではなく効用関数法を使用しているとの説明があったが、支払意思額のアンケートは必要ないのか。
事業課： 国交省のマニュアルに基づき、過年度のアンケート指標を標準的な指標とし、使用しているため、アンケート調査はしていない。

委員： 利用実績に基づき、予測値に補正をかけていると思われる。なぜ予測値と実績値が乖離してしまったのか。
事業課： 今回の予測値は、マニュアルに基づき、H24利用実態調査の結果を参考にして算出している。理由までは検証していない。

委員： 予測値と実績値が乖離した原因を分析して、今後の予測に活かして欲しい。
事業課： 承知した。

委員： 事業期間がH15～となっているが、便益や費用の計算は1967年から計算している。
事業課： 事業開始は現在拡張整備を実施している交付金事業の事業認可開始年を採用している。計算の開始年は、公園全体として、用地取得等を開始している1967年を起用している。

委員： 40kmの範囲を設定しているが、昔の交通事情も踏まえて設定しているのか。
事業課： 過去の交通事情まで考慮している訳でない。あくまでマニュアルに基づいて算定している。

委員： 人口分布については考慮されているのか。
事業課： そのとおりである。

○対応方針（案）について

会長： 令和5年度新規事業箇所とするという対応方針案のとおりでよろしいか。また、附帯する意見もなしでよろしいか。

委員： 異議なし。

2 【事業評価】 事後評価実施事業の報告

① 3001 都市公園事業 まつぶし緑の丘公園

参考意見は以下のとおりである。

委員： 維持管理費は、平成26年度の再評価時に平成28年度の開園後の状況を想定した費用を考慮しなくてよいのか。

事業課： 維持管理費は、再評価時の供用面積を基に維持管理費を将来費用として計上している。再評価は評価時点で事業の継続可否を判断する必要があるため、開園後の維持管理費を想定した費用は計上していない。

委員： P41の副次的効果において、有料施設利用料金は便益に計上されるのか。

事業課： 有料施設利用料金は便益には計上していない。利用料金は県ではなく、公園の指定管理者の収入となる。

② 1001 かんがい排水事業 北川辺地区

参考意見は以下のとおりである。

委員： 農地の集積による効果は、かんがい排水事業ではなく、農地中間管理事業による効果ではないか。

事業課： 委員の質問のとおり区画の拡大が営農経費節減効果に良い影響を及ぼしていることについて、単純にかんがい排水事業の効果とは言い切れないと考えている。当該事業の従来の効果算定では小区画の湿田・半湿田が小区画のまま乾田化することによる作業時間の短縮を事業効果の要因としていた。しかし、現状では小区画の湿田・半湿田の一部が大区画になった部分もあるため、今評価をしようとするとその部分も効果の中に組み込まざるを得ない状況。

そのため、今回の効果算定では、現在の実態を評価するという考えのもと、拡大された区画については、現在の区画形状に基づいた作業効率を採用し、算定した。

また、かんがい排水事業により土質条件が変わって、農地の排水条件が好転した結果、ほ場整備が加速したという部分も否定できないと考えているため、全くかんがい排水事業の効果ではないとも言いづらい。

委員： 自然環境に配慮した修景護岸や魚巢ブロックを設置したことにより、どのような結果が得られたか。

事業課： 排水路そのものは非かんがい期には水が落ちてしまうので生物はいない。

今回の対象路線である3本の排水路は全て下流の旧川に接続されており、当該排水路では生き物調査はしていないが、旧川で県の水産研究所が魚類の生息調査を実施した結果、事業の整備前も整備後も同じように生息していることは確認している。今回、土水路からコンクリート護岸に改修したが、水生生物に悪影響を及ぼしていないであろうということは確認できている。

委員： 整備したことによって、魚類が魚巢ブロック等を利用しているか、確認はしているか。

事業課： 担当者は、現場で確認していると思うが、資料としては残っていない。

- 委員： 今後、同種事業を実施する際は、自然環境のことも考えて進めてほしい。
- 事業課： 今後、事業を進めていく中では、生態系等についてもよく確認が出来るような進め方をしていきたいと思う。

3 【計画評価】 事後評価実施事業の報告

① 3-52 埼玉県地域住宅等整備計画(重点計画)

参考意見は以下のとおりである。

- 委員： P71 指標①生活支援施設等の併設について、1団地で事業が実施できなかったとされている。P67 様式3に大宮砂団地が記載され、事業完了と記載されているが、この団地のことか。
- 事業課： 生活支援施設の導入が図れなかったのは大宮砂団地のことである。事業地を創出するための建替え事業が計画通りに進んだことから、事業進捗は○(完了)としている。

② 3-53 埼玉県地域住宅等整備計画

参考意見は以下のとおりである。

- 委員： 全体事業費のうち、効果促進事業の割合を記載しているは何故か。
- 事業課： 社会資本整備総合交付金では、効果促進事業の事業費は、整備計画における全体事業費の2割が上限となっていることから、確認のために記載している。
- 委員： 効果促進事業とは具体的にはどのような事業があるのか。
- 事業課： 効果促進事業は基幹事業の対象とならないが、基幹事業と一体となつてその効果をより一層高めるために必要な事業である。本計画においては、住宅市街地基盤整備事業の対象とならない道路整備事業や、空き家再生等推進事業の対象とならないポケットパーク整備事業等を、効果促進事業として位置付けている。

③ 3-54 埼玉県地域住宅等整備計画(防災安全)(重点計画)

委員からの意見なし。

④ 3-55 埼玉県地域住宅等整備計画(防災安全)

参考意見は以下のとおりである。

- 委員： 定量的指標の達成率が91%であるが、事業費が削減され、実施できているとのことである。残り9%の事業の中に事業費が大きい事業があるのか。
- 事業課： そのようなものはない。